# 加手和自分分一便到

第2号

平成29年 1月16日発行

発行:みなかみ町カルチャーセンター 〒379-1303 上牧1735 ☎:20-4040

# 明けましておめでとうございます



新しい年の幕開け、皆様どのように過ごされたでしょうか。 カルチャーセンターは6日から開館し、8日の日曜日には 成人式が挙行されました。新年に相応しく、寒さの中に湯気 が立つような若さと活気にあふれたお正月となっています。

さて、2号目となりましたカルチャーセンター便り、今号はカルチャーセンターの利用についての説明と、中央公民館図書室との視聴覚資料(DVD)の相互貸し出しについてお知らせします。

カルチャーセンターは、町民の生涯学習及び芸術文化活動の振興のための施設であるため、町民の利用には非常に安価な料金設定となっています。ホール利用の場合には、料金がかかりますが、会議室や和室、ロビーの展示施設は基本的に無料です。

ただし、町内であっても**営業目的の利用については**、他の利用者との兼ね合いや料金についての調整が必要になるので、 事前の打ち合わせをお願いしています。

利用の手順は、下図のとおりです。

① 電話確認 ② 仮押さえ ③ 申請提出

施設の予約期間は、ホールの場合10ヶ月前から利用日の7日前まで、会議室や和室等は3ヶ月前から3日前までとなっています。ホールと会議室を同一のイベント等でご利用の場合は、どちらも10ヶ月前から予約可能です。なお、申請書の住所については、個人の場合は本人の、団体の場合は団体の本拠地住所での申請となりますのでご注意ください。

子ども会の行事や趣味の会、小中高校生の長期休暇中の自主学習の場など、どんなことでもかまいません。無理だとあきらめる前にお気軽にご相談ください。

続いて視聴覚資料の相互貸し出しについてですが、**今年から、カルチャーセンターで中央公民 館図書室のDVDを借りられるようになりました。** 

カルチャーセンターには中央公民館の、中央公民館にはカルチャーセンターのDVD目録を配置するので、それを見て希望を職員に伝えてもらえば連絡調整して希望日に受け取れるようにいたします。少々時間はかかりますが近い方の図書室で貸し借りができるので、交通手段の少ない小中学生やお年寄りの方には便利になると思います。ただし、カルチャーセンターと中央公民館が相互に貸し出しする期間は通常どおり2週間なので、住民の皆さんへの貸出期間が送達にかかる分短くなることをご了承いただきたいと思います。

冬期間、あまり車を利用したくないという方、小中学生の皆さん、是非ご利用ください。

### みなかみ町カルチャーセンター使用料金表 午前 午後 夜間 全日 区分 9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00 9:00~22:00 町内 1,000円 2,000円 2,000円 5,000円 ホール 町外 4,000円 5,000円 6,000円 15,000円 1,000円 500円 1,000円 2,500円 町内 舞台のみ 町外 2,000円 3,000円 4,000 円 9,000円 大会議室 町外 1,600円 町外 2,100円 町外 2,700円 町外 6,400円 町外 1,600円 町外 1,100円 町外 2,100円 町外 4,800円 会議室 和宰 町外 1.100円 町外 1,600円 町外 2,100円 町外 4.800円 児童図書室 無料 町内 1,000円 1,000円 1,000円 3,000円 音響設備 町外 2,500円 2,500円 2,500円 7,500円 田内 1,000円 1,000円 1,000円 3.000円 照明設備 9,000円 町外 3,000円 3,000円 3,000円 1,000円 1,000円 1,000円 3,000円 町内 ピアノ 町外 2,500円 2,500円 2,500円 7,500円 1,000円 町内 1,000円 1,000円 3,000円 映写機 町外 2,500円 2,500円 2,500円 7,500円

備考1 使用者が営業等の目的で使用するとき、及び入場料等これに類する料金を徴収する場合の 使用料(付属設備の使用料は除く。)は、規定使用料の額に次の率を乗じて得た額とする。

町内 1 時間につき

町外 1 時間につき

町外 1 時間につき

町内使用時間区分ごとにつき

500円

300円

500円

1,000円

入場料	1,000 円未満のとき	100 分の 150
	1,000 円以上、3,000 円未満のとき	100分の200
	3,000 円以上のとき	100分の300

町外 1 日につき 2,000円

大会議室・会議室・和室

ホール・舞台

- 2 付属設備を除き、許可を受けた使用時間をやむを得ず超過し、又は繰り上げて使用したときは、規定使用料の全日の額に 100 分の 10 を乗じて得た額(100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を追加使用料として納付しなければならない。
- 3 町内とは、本町内に居住する者、又は所在の団体及び本町内に事務所を有する法人をいう。
- 4 光熱費については、減免の対象としない。ただし、町の公的機関は除く。

## カルチャーセンター出入口について!

展示コーナー

光熱費

積雪があった場合、除雪が間に合わず接触事故等が懸念されるため、**県道からカルチャーへの入口は一番間口の広い南側のみ**とさせていただきます。大変申し訳ないのですが、ご理解くださるようお願い申し上げます。

### カルチャーセンターでイベントを予定の方へ!(再掲)

ホールは10ヶ月前から予約できます。予定が決まったらお早めにご予約ください。 (例:平成29年12月⇒2月1日~、30年2月⇒4月1日~)